

# 秋田県公報

## 目 次

### 告 示

- 建設業法による経営規模等評価の申請及び総合評定値の通知の請求の時期及び方法等(九九・建設管理課)……………1
- 道路区域の変更(一〇〇・道路課)……………1
- 道路の供用開始(一〇一、一〇二・道路課)……………2
- 公 告
- 一般競争入札の実施(保健医療IT化推進チーム)……………2
- 土地改良区の土地改良事業計画の新たな土地改良事業の施行の認可(山本地域振興局農林部)……………3
- 県営土地改良事業の換地処分(秋田地域振興局農林部)……………3
- 選挙管理委員会告示
- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程(二〇)……………3

### 告 示

#### 秋田県告示第九十九号

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「省令」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、平成十九年度に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の通知の請求(以下「申請等」という。)の時期及び方法を次のとおり定め、公示する。

平成十九年二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 申請等の時期及び方法
- (一) 申請等の時期

個人及び決算期の属する月が平成十八年十月から同年

平成十九年三月二十二日及び同月二十三日

十二月までである法人	平成十九年七月五日及び同月六日
決算期の属する月が平成十九年一月から同年三月までである法人	平成十九年七月五日及び同月六日
決算期の属する月が平成十九年四月から同年六月までである法人	平成十九年十月四日及び同月五日
決算期の属する月が平成十九年七月から同年九月までである法人	平成十九年十二月十三日及び同月十四日

- (一) 申請等の方法
  - 主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課に二の書類を持参して提出すること。
  - (一)の時期に申請等を行うことができない者又は(二)の方法以外の方法により申請等を行う必要があると認められる者に係る申請等の時期及び方法は、建設交通部建設管理課長が別途指定する。
- 二 申請等に必要書類
  - (一) 申請書又は請求書
    - 省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書
  - (二) 添付書類
    - (1) (一)の申請書又は請求書に記載した完成工事高に係る工事の内訳明細書
    - (2) 技術職員以外の職員の名簿
    - (3) 経営状況分析結果通知書の写し(総合評定値の通知の請求をする場合に限る。)
- 三 手数料及びその納付方法
  - (一) 手数料の額
    - (1) 経営規模等評価申請手数料の額
      - 八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
    - (2) 総合評定値通知請求手数料の額
      - 四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額
  - (二) 納付方法

申請等をする際、秋田県証紙により納付すること。

四 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知  
省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書又は総合評定値通知書の郵送により通知する。

五 経営規模等評価に係る再審査  
法第二十七条の二十八及び省令第二十条第二項に規定する者は、(一)及び(二)に定めるところにより経営規模等評価の再審査の申立てをすることができる。

- (一) 申立ての時期及び方法

(1) 法第二十七条の二十八に規定する者  
経営規模等評価の結果の通知を受けた日から三十日以内に建設交通部建設管理課に(二)の書類を持参して提出すること。

- (2) 省令第二十条第二項に規定する者

同項に規定する評価方法の改正の日から百二十日以内に(一)の地域振興局総務企画部総務経理課に(二)の書類を持参して提出すること。

- (二) 申立てに必要な書類

(1) 省令別記様式第二十五号の十一による経営規模等評価再審査申立書

- (2) 経営規模等評価結果通知書の写し

(3) 総合評定値通知書の写し(総合評定値の通知を受けた場合に限る。)

(4) 再審査の申立てをする理由を証する書類(法第二十七条の二十八の規定により申立てをする場合に限る。)

- (二) 再審査の結果の通知

省令別記様式第二十五号の十二による経営規模等評価結果通知書(再審査前の総合評定値を通知した場合は、経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書)の郵送により通知する。

- 六 問い合わせ先

秋田市山王四丁目一番一号

秋田県建設交通部建設管理課企画・建設業班(電話番号〇一八―八六〇―二四二六)

#### 秋田県告示第百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間
	新	旧		
一般国道	百三十三号	百三十三号	鹿角市十和田大湯字白沢四四番一から四四番四まで	
	百三十三号			
				敷地の幅員(メートル)
				八・〇〇〇〜一・〇・〇〇
				〇・一二九
				九・六〇〇〜一七・〇〇〇
				〇・一二九

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成十九年二月十六日から同年三月一日まで

秋田県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十九年二月十六日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
道 道	楢瀬横渡線	由利本荘市滝字湯ノ沢三三番一 二地先から三三番一 地先まで

- 二 供用開始の期日 平成十九年二月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成十九年二月十六日から同年三月一日まで

秋田県告示第百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
平成十九年二月十六日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
県 道	雄和仁別自転車道線	秋田市山内字藤倉七番二から秋 田市仁別字栗畑台四七番三まで

公 告

- 二 供用開始の期日 平成十九年二月十六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
  - (二) 期間 平成十九年二月十六日から同年三月一日まで
- 次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定に基づき、  
平成十九年二月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
- (一) 調達する役務の名称及び数量
  - (二) 秋田診療情報共有化システム機器導入等業務 一式
  - (三) 調達案件の仕様等
  - (四) 入札説明書及び仕様書による。
  - (五) 履行期間
  - (六) 契約締結の日から平成十九年五月三十一日(木)まで
  - (七) 履行場所
  - (八) 秋田県の指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- (一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
  - (二) 当該一般競争入札に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - (三) 過去二年以内に、システム機器の調達及び現地調整業務を受託し、かつ、これらを誠実に履行した実績があること。
  - (四) 秋田県内に本社、支社又は営業所を有すること。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

敷地の幅員(メートル)

延長(キロメートル)

- 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県健康福祉部医療事業課保健医療IT化推進チーム  
(電話番号〇一八一八六〇一四二七)
- (一) 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十九年二月十六日(金)から二月二十一日(水)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十九年二月二十七日(火) 午後二時 秋田県庁地下一階  
会計管理課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他
- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (二) 入札の無効  
秋田県財務規則第百六十六条に規定するところによる。
  - (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
  - (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他  
詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、峰浜土地改良区から申請があった新たな土地改良事業（大久保岱地区単小規模土地改良事業）の施行について、平成十九年二月八日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十九年二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十九年二月七日県営土地改良事業（飯塚地区ほ場整備事業）の換地処分をしたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。

平成十九年二月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年二月十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第一中

本荘由利医師会病院	由利本荘市水林四百五十六番地四
由利本荘医師会病院	由利本荘市水林四百五十六番地四

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄